

手続ID: _____

おくやみ ハンドブック

～遺族の皆様へ
主な手続きのご案内～

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。
天理市では、亡くなられた方に関する手続きにつ
きまして、少しでも分かりやすく進めていただい
けるようハンドブックを作成いたしました。

「おくやみコーナー」のご案内【予約について】

ご利用日（月・土日祝日を除く。）の3営業日前までに以下の時間帯でご予約ください。

<午前> ①9:00から ②10:15から
<午後> ③13:30から ④14:45から ⑤16:00から

■ ご予約の際は、下記の連絡先までご予約ください。

■ 「おくやみコーナー」では、手続きに必要な情報（亡くなられた方や相続人の方等に関する情報）を関係
各課と共有いたします。

電話予約は 天理市役所市民課
こちら ⇒ おくやみ担当
☎ 0743-63-1001

以下、予約日時メモとしてお使いください。

予約日時

月 日 :



天 理 市

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険などさまざまな手続きなどが生じてくるかと存じます。

天理市では、それらのうち、主に市へ申請・届出いただくものを少しでも分かりやすく簡単に済ませていただけるよう

『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

天理市長 並 河 健

「おくやみハンドブック」に記載の主なご案内	ページ
・ 市役所のお手続きの流れについて	P.3
・ 「おくやみコーナー」にお持ちいただくもの	P.4
・ 委任状と相続人	P.5 - 6
・ 死亡届に関連するおもな手続き 市役所でできること	P.7 - 10
・ 死亡届に関連するおもな手続き 市役所 <u>以外</u> でできること	P.11 - 12
・ 市役所の担当課・受付窓口について	P.13 - 15

市役所のお手続きの流れについて

お葬式を終えて落ち着かれてから、市役所の各手続きをお願いします。

このハンドブックを使って、持ち物の確認と用意ができれば、下記の方法で手続きを行ってください。

「おくやみコーナー」での手続き

1. 来庁する3営業日前までに事前予約をする。
2. 来庁日に市役所1階総合窓口で手続きする。

※完全予約となりますので、必ず下記から予約をお取りください。

※お手続きの内容によっては、総合窓口以外の各部署に行っていただくことや後日のお手続きとなる場合があります。

※手続き内容を精査するため、必要最小限の範囲で市役所内の各部署と予約内容を共有いたしますのでご了承ください。

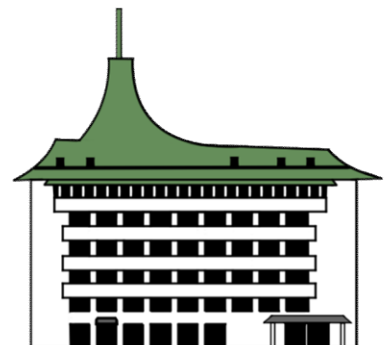
【電話で予約する場合】

下記担当へお電話ください。その際、日時以外に来庁される方等の情報をお伺いいたします。

天理市 市民課 おくやみ担当

☎ 0743-63-1001

(受付時間 9:00-16:00)



「おくやみコーナー」にお持ちいただくもの

ご遺族の方のもの

【共通】

- ☐ 本人確認のためのマイナンバーカード、運転免許証など
- ☐ 「おくやみハンドブック」（本冊子）

【代理人手続きの場合】

- ☐ 委任状（P.6の委任状の全項目を委任者本人が記入してください）
- ☐ 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

【相続人代表者】

- ☐ 預貯金通帳・認印

【葬儀の喪主】

- ☐ 預貯金通帳・認印

亡くなられた方のもので ※お持ちの方のみご用意ください。

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 国民健康保険被保険者証 又は
後期高齢者医療被保険者証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証をお持ちください。
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
- ☐ こども医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証、
ひとり親家庭等医療費受給資格証、精神障害者医療費受給資格証
- ☐ 印鑑登録カード



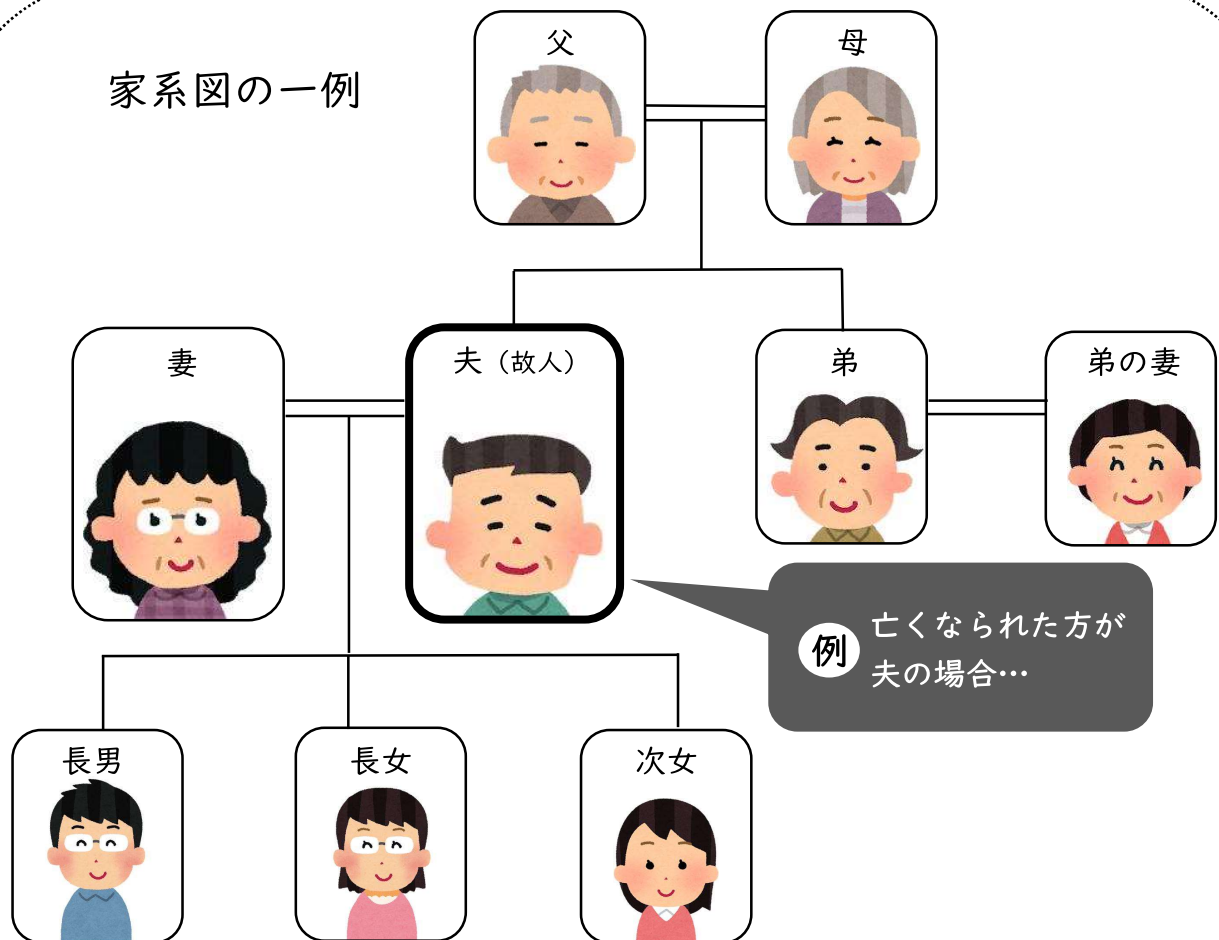
相続人代表者とは

所有権や法定相続割合を決定するものではなく、あくまで市役所の手続きに限定し、故人の納税通知書・還付金等について責任を持って受け取りや管理を行う相続人の代表者のことです。

※銀行、不動産などの相続人代表者とは全く別のものです。

※遺言状、公正証書遺言がある場合や、相続放棄を検討されている場合は、手続き時に申し出てください。

家系図の一例



Q. 市役所の手続きは誰でもできるの？

A. 相続人となる方が直接来庁してください。

相続人の方が来庁できない場合、次ページの委任状が必要となります。

相続人になる順番

配偶者・子がいる場合

第一順位
配偶者と子



例：妻と子

子・孫がない場合

第二順位
配偶者と故人の父母



例：妻と夫の父母

故人の父母がいない場合

第三順位
配偶者と故人の兄弟姉妹



例：妻と夫の弟

記入される前にお読みください

死亡に関する手続き用

※必ず委任者が全ての項目（委任者、亡くなられた方、代理人、委任項目）を自書し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡電話番号を記入してください。

※委任状は作成日より、3ヵ月以内に申請してください。

委任状

（宛先）天理市長

令和 年 月 日 作成

委任者（頼む方）

住 所

氏 名

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日 生

連絡先電話番号

（亡くなられた方のお名前）

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

※代理人についても必ず委任者自身が記入してください

住 所

氏 名

委任事項（委任する事項の□に✓を付してください）

※下記の□に✓（チェック）がない場合、何も手続きができないため改めて再来庁する必要があります。

☐ 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、福祉医療、障がい福祉、市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する届出

☐ 未支給年金又は遺族年金等の請求手続きに必要な戸籍等の交付申請及び受領に関する権限

☐ 世帯主変更に関する手続き

その他、所得証明書、固定資産評価証明書、相続手続きのための戸籍謄本等の交付申請を委任したい場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

※印鑑登録証明書の発行には、天理市印鑑登録カードが必要です。

死亡届に関連するおもな手続き

市役所でできること

総合窓口

総合窓口（市民課）で作成収受いたします
原則窓口担当課へ行っていただく必要はありません

1. 亡くなられた方に関する手続き

●は当日可能な市役所内での申請・届出です

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当
承継 手続き 保険料等の「承継手続き」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた ③65歳以上の場合 住民税の「承継手続き」が発生する場合	総合窓口 ●相続人代表者指定届（各種税・保険関係）	・相続人の本人確認書類 ・代理の場合は委任状が必要です。	
保険 年金 A. 国民健康保険に加入していた →亡くなられた方は世帯主 →亡くなられた方は世帯員 →同一世帯員の医療費窓口負担割合に変更がある →同一世帯員の限度額適用区分に変更がある（限度額適用認定証発行済の世帯） →葬祭を行った場合 B. 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた →医療費窓口負担割合または限度額適用区分に変更がある →葬祭を行った場合	総合窓口 保険証（資格確認書）の返却 新たな世帯主へ保険料通知書の送付（後日） 保険料更正通知書の送付（後日） 新しい負担割合が記載された資格確認書又は資格情報のお知らせの送付（後日） 新しい限度額適用認定証の送付（後日） 総合窓口 ●葬祭費支給申請書 総合窓口 保険証（資格確認書）の返却 後期高齢者医療保険料に関する通知の送付（後日） 新しい負担割合または限度額適用区分が記載された資格確認書の送付（後日） 総合窓口 ●後期高齢者医療葬祭費支給申請書	・国民健康保険被保険者証又は国民健康保険資格確認書 口座振替を希望される場合は、通知書同封の「口座振替依頼書」に記入の上提出してください。 葬祭を行った方（喪主）の印鑑 ・後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書 ※還付金が生じた際は相続人代表者様の口座へ振込いたします。 葬祭を行った方（喪主）の口座番号がわかるもの	

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当
----------------------------	-----	-------	----

保険 年金	総合窓口 保険証の返却 ※当日の返却が困難な場合は、後日返却いただくか各自責任の下処分してください。 ※住所地特例の対象で前住所地の介護保険証をお持ちの方については、前住所地の市区町村へお問い合わせください。（住所地特例…天理市内の介護保健施設・有料老人ホーム等に入所され、施設所在地に住民票を移された場合に、引き続き元の市区町村の被保険者となる制度）	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（介護認定を受けている方） ・介護保険負担限度額認定証（手続き済の施設入所者のみ所持）	
	C. 65歳以上の方 または介護認定を受けている	介護保険料に関する通知の送付（後日）	
	総合窓口 各福祉医療費受給資格証を持っている	・子ども医療費受給資格証 ・心身障害者医療費受給資格証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証	
	年金を受給していた →国民年金を受給していた	（1階 保険医療課） 未支給年金の請求または死亡届	※まずは「保険医療課」窓口でご相談ください。

障害	障害の手帳を持っていた	（1階 社会福祉課） 各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
	→障害に関する手当・精神障害者医療費助成を受けていた	（1階 社会福祉課） 障害に関する手当・精神障害者医療費助成関係のご相談		

税	天理市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	総合窓口 ●固定資産税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	・相続人の本人確認書類 ・代理の場合は委任状が必要です。	
	→未登記家屋を所有していた	（2階 税務課固定資産税係） ●未登記家屋名義人変更届	※受付窓口へご相談ください	
	原付バイク・小型特殊車両を所有していた	（2階 税務課市民税係） 軽自動車税の申告（後日）	※該当される方へ総合窓口で「申告書」をお渡しいたします。所有されていた車両（ナンバープレート）を確認の上、名義変更か廃車が選択し後日税務課でお手続きください。	
	納付する住民税がある	特別徴収（天引き）が停止した等住民税の未納が生じた場合、指定した相続人へ納税通知書の送付（後日）		
	天理市に収める税金に未納がある場合	（2階 収税課） 納付相談		

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当
----------------------------	-----	-------	----

こども	故人が児童（扶養）手当を受けていた	総合窓口 ●未支払児童手当請求書 ●児童手当認定請求書 ●児童扶養手当受給資格者死亡届 ●未支払児童扶養手当請求書 ※該当するものを市役所で選定いたします	・児童（扶養）手当対象のお子さまの通帳	
	児童（扶養）手当の対象のお子さまが亡くなられた	総合窓口 ●児童手当額改定届 ●児童手当受給事由消滅届 ●児童扶養手当額改定届 ●児童扶養手当資格喪失届 ※該当するものを市役所で選定いたします		
	児童（扶養）手当を受給している世帯の世帯員（受給者、対象児童除く）が亡くなられた	総合窓口 ●児童手当個人番号変更等申出書 ●児童扶養手当支給停止関係届 ※該当するものを市役所で選定いたします		

その他	市営住宅・改良住宅に入居していた			
	→故人が名義人	（3階 建築課） 退去または入居承継手続き（名義変更）	※受付窓口へご相談ください	
	→故人は名義人 <u>以外</u> の世帯員	総合窓口 ●市営住宅同居者異動届出書		
	故人の住民票除票（写）が必要	総合窓口 ●住民票申請書	・相続人の本人確認書類 ・代理の場合は委任状が必要です。	
	故人の戸籍が必要	総合窓口 ●戸籍等交付申請書	・相続人の本人確認書類 ・代理の場合は委任状が必要です。 ※ <u>天理市に死亡届を提出しており、かつ故人の本籍地が天理市の場合は、</u> おくやみコーナー利用時に取得いただけます。それ以外の方は、本籍市町村等にお問い合わせください。	
	マイナンバーカードを持っていた	総合窓口 マイナンバーカードについての説明	マイナンバーカードは回収いたしません。 <u>故人のマイナンバーはマイナンバーカードでのみ確認</u> できるので、大切にお持ちください。 なお、マイナンバーカードの機能（マイナポータル確認やコンビニ交付など）はお使いいただけません。	
	印鑑登録をしていた	総合窓口 印鑑登録証の返却	・印鑑登録証	

2. ご家族に関する手続き

ご家族の方があてはまるものについてご確認ください		手続き	必要なもの	該当
住所	世帯主が亡くなり、残る世帯員が2名以上の場合	総合窓口 ●世帯主変更届 ※世帯主が亡くなってから 14日以内 に届出する必要があります。	・世帯員が手続きする場合は、本人確認書類 ・代理人が手続きする場合は委任状が必要です	
保険 年金	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	(1階 保険医療課) 国民健康保険の加入 (74歳まで) ※資格喪失日より14日以内	・加入していた健康保険の資格喪失証明書	
		(1階 保険医療課) 国民年金の加入 (20歳から59歳までの配偶者) ※資格喪失日より14日以内		
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	・ マイナ保険証をご利用の方 手続きは不要です。	・変更前の資格確認証を後日返却してください。	
		・ 資格確認書をご利用の方 (1階 保険医療課) 新しい国民健康保険資格確認書の送付 (後日)		
ご家族の方があてはまるものについてご確認ください		手続き	必要なもの	該当
こども	お子さまに関しての連絡先や受けられる手当・助成等の確認	(幼稚園、保育所等) 市役所への手続きは原則不要です。 所属されている幼稚園、保育所等へご家庭の状況をお知らせください。		
		(2階 こども支援課) 児童扶養手当の申請 (後日)	※来庁時にお渡しするパンフレット等をご確認の上、申請してください。	

市役所以外でできること

1. 亡くなられた方に関する手続き

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	受付窓口	該当
保険年金 社会保険や共済組合保険等に加入していた (国民健康保険、後期高齢者医療保険以外) 年金を受給していた →厚生年金を受給していた →共済年金を受給していた →農業者年金を受給していた	市役所と同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。	・加入されている健康保険窓口	
	年金事務所、共済組合又は農協での手続きがあります。	・桜井年金事務所 ☎0744-42-0033 ・加入されていた共済組合事務局 ・奈良県農協	
税料金 土地・家屋などの固定資産を所有していた →土地・家屋を相続する 乗用車（白や緑のナンバープレート）を所有していた 軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）を所有していた オートバイ（125cc超）を所有していた 収める税金や保険料等に未納があり、財産や負債を放棄する 生命保険・損害保険等を受け取る 預貯金・株式等を相続する 故人名義の固定電話がある 故人名義の電話・ガス・インターネット・クレジットカード・ケーブルテレビがある 故人名義の水道使用（給水契約）がある	不動産相続登記申請	・奈良地方法務局 ☎0742-23-5534	
	右記にて相談・手続きをしてください	・奈良運輸支局 ☎050-5540-2063	
	右記にて相談・手続きをしてください	・軽自動車検査協会 ☎050-3816-1845	
	右記にて相談・手続きをしてください	・奈良運輸支局 ☎050-5540-2063	
	相続放棄の申し立てを行ってください。 相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、亡くなった方の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	・奈良家庭裁判所 ☎0742-26-1271	
	死亡保険金請求、名義変更等が必要です。保険会社や契約内容によって必要書類が異なるため、加入していた会社へお問い合わせください。	・加入していた生命保険会社又は代理店	
	相続手続きについて、金融機関・取引状況等によって必要書類が異なるため、必ず各金融機関にお問い合わせください。	・各金融機関等 ・証券会社等	
	契約承継又は解約が必要です。NTT西日本の場合は、右記へお問い合わせください。	・NTT西日本 ☎固定電話からの場合は 局番無し116 ☎携帯からは 0800-2000116	
	名義変更又は解約の手続きが必要です。	・各契約会社	
	名義変更又は使用中止（閉栓）の手続きが必要です。詳しくは右記へお問い合わせください。	・奈良県広域水道企業団 天理事務所お客様センター ☎0743-63-9251	

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	受付窓口	該当
----------------------------	-----	------	----

指定 難病 難病の指定を受けていた	指定難病に関する医療費助成等の手続き・ご相談が必要です。 詳しくは右記へお問い合わせください。	・郡山保健所 ☎0743-51-0195	
---------------------------------	--	-------------------------	--

2. ご家族に関する手続き

ご家族の方があてはまるものについてご確認ください	手続き	受付窓口	該当
--------------------------	-----	------	----

保険 年金 ご遺族の方で受けられる年金給付がないか確認	例) ・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金 など 詳しくは右記へお問い合わせください。	・桜井年金事務所 ☎0744-42-0033	
---	---	---------------------------	--